

長岡市公告第155号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和5年6月2日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、子育て世帯のニーズ調査・生活実態調査業務委託について参加希望者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約するものです。

2 委託概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 委託番号 | 教子委第31号 |
| (2) 委託名 | 子育て世帯のニーズ調査・生活実態調査業務委託 |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (4) 委託内容 | ・各アンケート調査項目の決定に係る提案・助言・支援等 ・調査票及び送付・回収用封筒の作成・印刷 ・調査票の発送及び回収 ・調査票のデータ入力・集計・分析 |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 本業務に際して、現地打ち合わせやオンライン会議を通して十分な協議を行える体制を整えていること。
- (2) 本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成

14年法律第154号)に基づき、再生及び更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。

(9) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。

4 参加意志表明書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和5年6月9日(金曜日)午後5時までに「参加表明書」を長岡市教育委員会子ども未来部子ども・子育て課に提出してください。

5 質問書の提出について

4により参加表明書を提出した者は、令和5年6月16日(金曜日)午後5時までに、書面により質問することができます。質問に対しては、令和5年6月23日(金曜日)までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 現場説明の有無

現場説明は行いません。

7 提案書の特定及び不採用通知

(1) 提出された提案書の内容を評価し、最も優れた提案を採用します。なお、評価の結果については、後日、特定・不採用の通知を送付します。

(2) 提案内容が特定レベルに達していないと認めるときは、すべての参加者を不採用とする場合があります。

8 不採用理由の説明

不採用理由の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由を書面で求めることができます。

9 留意事項

(1) 詳細は簡易評価型プロポーザル参加説明書によります。

(2) 説明書は長岡市のホームページからダウンロードできます。

(3) 不明な点については、下記担当に照会してください。

〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ4階

長岡市教育委員会子ども未来部子ども・子育て課子育て支援係

電話 0258-39-2300

FAX 0258-39-2605